

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

霧島市長 中重 真一

市町村名 (市町村コード)	霧島市 (46218)
地域名 (地域内農業集落名)	溝辺A地区 (麓)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 8年 2月 6日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

畑作は、基盤整備(十三塚土地改良区)が済んでいる。お茶・露地野菜・飼料作物が栽培され、現在のところ基盤整備地を必要とする地区や不耕作地は見られない。おおよそ10年間は、現状のままが予想される。  
水田は、基盤整備がなされておらず、一部基盤整備を実施したいといった要望があるが、今後は、確実に耕作者が減少する地域である。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

畑作は、お茶と露地野菜と兼業の畜産農家が多い地区であり、お茶は地産地消、地産外消、海外輸出、消費拡大に努め、霧島茶の銘柄確立を図っていく。露地野菜は共販品目ではないので、有機農業などに移行し経営体別に商品価値を高め、市場性を高めていく。  
水田は、基盤整備の要望はあるが時期は未定であり、今後は確実に耕作者が減少し、耕作放棄地が増える状況になると考えられる。  
水田は山間部の谷間に点在しており、耕作放棄地が増えることが予想される。作業効率の悪い農地は粗放的な利用も検討しながら、利用効率の良い農地を守りつつ、担い手の確保を進める必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	194 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	193 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる農用地として定める。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の認定農業者等を中心とする集積を基本理念に取組んでいく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手に集積するためにも、中間管理機構の活用を進め、効率的な農地利用のあり方を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
畑の主要な農地は、全て基盤整備済である。 水田は、追田に多く所在し、一部基盤整備の要望があるため、事業を活用し効率的な農地利用が行えるよう取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
お茶と露地野菜と畜産の複合経営者が地域を支えていく。地域内の担い手で受け切れない場合については、地域外の経営体を受入れることも考えつつ、農地の維持に努めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・イノシシやシカに加え一部サルの被害が出ているため、拡大防止に努めるとともに、農家自らが狩猟免許等を取得するなど食害被害の防御体制を整える。  
 ・お茶等は輸出との関連性が高いため、商品価値を高める手段の一つとして有機栽培の取り組みを進める。露地野菜も減農薬等に努めていく。